

令和7年4月24日現在

指 名 停 止 一 覧

有資格者名	本店所在地	理 由	指名停止期間 (変更・解除期間)	備 考
パナソニック産機システムズ株式会社 空調事業本部	墨田区押上一丁目1番2号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(空調事業本部住所) 墨田区押上一丁目1番2号
パナソニック関東設備株式会社 首都圏支店	群馬県前橋市古市町一丁目50番地14	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(首都圏支店住所) 荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル5階
パナソニックリビング株式会社	中央区築地五丁目3番3号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	
パナソニックマーケティングジャパン株式会社 システムソリューション	品川区西五反田三丁目5番20号 パナソニック目黒ビル	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(支社住所) 品川区西五反田三丁目5番20号 パナソニック目黒ビル
フジパスク株式会社	世田谷区上馬四丁目2番5号	3(独占禁止法違反行為) (2)ウの区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年5月23日まで 2か月	